

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除を行ったことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成15年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成13年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人であつた農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の税率等（平成14年分）

課税 価格 税率等	150 万円 以下	200 万円 以下	250 万円 以下	350 万円 以下	450 万円 以下	600 万円 以下	800 万円 以下	1,000 万円 以下	1,500 万円 以下	2,500 万円 以下	4,000 万円 以下	1億円 以下	1億円 超
率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 35	% 40	% 45	% 50	% 55	% 60	% 65	% 70
控 除 額	千円 -	千円 75	千円 175	千円 300	千円 475	千円 700	千円 1,000	千円 1,400	千円 1,900	千円 2,650	千円 3,900	千円 5,900	千円 10,900

4 相続税の主な諸控除

- (1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
- (2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

6 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	2,479	9,230,174
配 偶 者 控 除 額	136	1,724,537
基 礎 控 除 額	2,480	2,728,000
基 礎 控 除 後 の 課 税 価 格	実 2,371	4,877,292
贈 与 税 額	2,318	992,737
外 国 税 額 控 除	-	-
差 引 税 額	2,318	992,727
納 税 猶 予 額	1	244
納 付 税 額	実 2,317	992,482
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
住 宅 取 得 資 金 の 贈 与 額	77	469,502

調査対象等：平成14年中に財産の贈与を受けた者について、平成15年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	人
平 成 10 年 分	2,806	9,754,484	2,669	1,357,914
11	2,785	9,301,205	2,636	1,091,390
12	2,609	10,718,408	2,452	2,304,877
13	2,531	9,990,648	2,377	1,061,881
14	2,479	9,230,174	2,317	992,482

（注）この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

贈 与 税

(3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	人 2,476	千円 9,195,389	人 2,312	千円 981,415
	修正申告による増差額	15	20,456	15	2,861
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	6	18,488	5	1,508
	決 定 額	4	32,818	4	9,714
	計	実 2,479	9,230,174	実 2,317	992,482
過 年 分	申 告 額	78	214,331	76	31,565
	修正申告による増差額	13	12,283	14	2,663
	更正による増差額	3	4,387	3	1,878
	更正等による減差額	44	142,196	44	29,470
	決 定 額	3	9,411	3	1,269
	計	実 48	98,217	実 48	7,905
合 計	申 告 額	2,554	9,409,721	2,388	1,012,979
	修正申告による増差額	28	32,739	29	5,525
	更正による増差額	3	4,387	3	1,878
	更正等による減差額	50	160,684	49	30,978
	決 定 額	7	42,229	7	10,983
	計	実 2,527	9,328,392	実 2,365	1,000,387

調査対象等：「本年分」は平成14年中に財産の贈与を受けた者について、平成15年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成13年以前に贈与を受けた者について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加 算 税

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 1	千円 6	人 46	千円 3,351	人 -	千円 -
過 年 分	15	484	42	181	-	-
合 計	16	478	88	3,170	-	-

(注) 調査対象等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

6－2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額、税額

階 級 別 \ 項 目	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
150万円以下	602人	756,302千円	9,339千円
150万円超	414	735,581	27,570
200万円超	890	2,497,454	169,066
400万円超	331	1,751,607	205,571
700万円超	87	725,417	121,278
1,000万円超	116	1,687,371	195,352
2,000万円超	31	718,513	82,754
3,000万円超	4	150,073	61,003
5,000万円超	1	173,073	109,480
合 計	2,476	9,195,389	981,415

調査対象等：平成14年中に財産の贈与を受けた者について、平成15年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

6－3 贈 与 財 産 種 類 別

受贈人員、財産価額

財 産 等 の 種 類		人 員	取 得 財 産 価 額
土 地	田 畑（耕作権及び永小作権を含む）	181 人	470,818 千円
	宅 地（借地権を含む）	1,085	3,940,485
	山 林	17	34,188
	そ の 他 の 土 地	524	2,098,357
	計	実 1,724	6,543,847
家 屋、構 築 物		328	929,711
事 業 用 財 産	機械器具、じゅう器、商品、原材料等	-	-
	売 掛 金	-	-
	そ の 他 の 財 産	-	-
	計	実 -	-
有 価 証 券	株 式 及 び 出 資	141	378,922
	公 債 及 び 社 債	-	-
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	1	8,601
	計	実 142	387,523
現 金、預 貯 金 等		465	1,245,409
家 庭 用 財 産		1	350
そ の 他 の 財 産	生 命 保 険 金	3	12,906
	立 木	-	-
	そ の 他	41	75,643
	計	実 44	88,549
合 計		実 2,476	9,195,389

調査対象等：平成14年中に財産の贈与を受けた者について、平成15年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。